

平成23年度 第1回富田林市都市計画審議会 議事録

平成23年9月30日開催

市役所2階 全員協議会室

○富田林市都市計画審議会委員

・出席委員

中上隆三、下野恵子、石原三和、吉村善美、増田 昇、阪野拓也、若林 学、山本剛史、川谷洋史、西川宏郎、南齋哲平、來山利夫、司やよい、奥田良久、林 光子、山内庸行、渡邊ヒロミ

・欠席委員

鈴木 憲、辰巳真司、岸本吉夫、新子智一

○事務局

浅川 充、浦 俊樹、北野俊夫、仲野仁人、森木和幸、原田揚子、葉山 勉、鷹野友美

《事務局：浦》

おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただ今から平成23年度第1回富田林市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。それでは、まず、お手元に配布させていただいております、書類の確認をさせていただきます。会議次第、委員の皆様方の名簿、配席図、議案書、それと関係資料を用意させていただいております。配付いたしました書類に不足などございませんか。

《委員》

なし。

《事務局：浦》

本日は委員総数21名中、17名の方にご出席をいただいております。審議会条例第5条第2項による定足数をみたしておりますことをご報告申し上げます。本日、委員様の中で岸本委員、鈴木委員、辰巳委員、新子委員におかれましては、本日ご欠席なさるということでご連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

なお、本審議会の議事は、本市の「会議の公開に関する指針」により公開させていただくこととなっておりますので、あらかじめご了承願います。

議事に入ります前に、事務局よりお知らせがございます。委員の皆様のお手元にマイクがございます。

ご発言の際には、マイクのボタンを押していただいてからご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、以後の進行は増田会長にお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

《議長：増田会長》

皆さん、おはようございます。今年度最初の第1回目の審議会ということでございますけれども、今年度は、つい先日も台風12号で大きな被害が出て、非常にリスクが高まっているというか、国土管理の難しさを痛感するようなイベントであったのではないかなというようなことを思っておりますけれども幸いにも大阪府域は大きな災害はなかったという風に聞いております。

それでは、これから審議を進めさせて参りたいと思いますので、座って進行させていただきます。まず、議事ですけれども、お手元の会議次第に基づいて進めて参りたいと思います。まず議案に入ります前に、交代委員の方がいらっしゃるということで、今年2月に開催いたしました審議会ののち、委員の交代がございましたので、事務局の方からご紹介をいただきたいと思います。

よろしくお願いいたしますと思います。

《事務局：浦》

それでは、委員の交代につきまして、ご報告させていただきます。

前回の都市計画審議会から本日までに、4名の委員の交代がございましたのでご紹介させていただきます。審議会条例第2条第1項第2号委員であります本市市議会から選出をいただきました、3名の方お願いいたしております。

まず、辰巳委員につきましては本日ご欠席ということでございます。本日まで出席いただいております委員で、南齋委員でいらっしゃいます。続きまして、林委員でございます。次に、条例第2条第2項第1号委員であります、本日欠席ではありますが、新子委員、以上4名の方に新しく委員で選出をお願いいたしました次第でございます。

各委員の任期は、条例第2条第3項で前任者の残任期間となっておりますので、いずれの委員におかれましても、平成24年6月30日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、交代された委員のご紹介を終わらせていただきます。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございました。

今回から新たに4名の方にご参加いただきました。新たに加わられた各委員の皆様方にはご協力のほどよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、次第の3番、議案に入りたいと思います。

議第1号「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

《事務局：鷹野》

まちづくり推進課の鷹野と申します。よろしくお願いいたします。

前面のスクリーンを用いて説明いたしますが、万が一スクリーンに見にくい箇所などがございましたら、画面右上にお手元の資料のページ数を表示しておりますので、ご参照ください。

また、説明の途中に、生産緑地法第何条といった表現が出てまいります。資料の 11 ページから 17 ページに生産緑地法を添付しておりますので、適時ご参照ください。

では、まず始めに生産緑地地区の概要と経過につきまして、説明をさせていただきますので、どうぞ前面のスクリーンをご覧ください。

生産緑地は、市街化区域内の農地のうち、生活環境上、良好な農地として保全する農地のことをいい、生産緑地法第3条において規定されています。また、生産緑地は、都市計画法第8条で定める地域地区の一つであり、生産緑地地区の決定については、都市計画法に基づくものとなります。

決定権者は富田林市であることから、当審議会での審議を経て、都市計画決定を行うこととなります。

生産緑地地区として指定するには、市街化区域内において現に農業の用に供されている農地であり、面積が一団で500平方メートル以上である、という要件を満たさなければなりません。一度指定を受けると、基本的に農地以外の土地利用ができなくなります。しかし、指定から30年が経過した場合や、農業に従事されている方が死亡や故障で農業に従事できない状態になった場合、生産緑地法第10条の買取申出の手続きが可能になります。ここで言う故障とは、農業従事が不可能な、身体障がいや病気のことを指します。

買取申出とは、市に対して生産緑地の買取りを求めるもので、この申し出がなされた土地について、市は申し出の日から1ヶ月以内に、買い取るか、買い取らないかの回答をしなければなりません。

結果として買い取らなかった場合、市が買い取らない旨の回答を出してから、2ヶ月の間に申し出地について、市の方から、JAや農業委員会に依頼し、農業従事されている方々に斡旋を行います。

斡旋が成立した場合、生産緑地として農地を売買することが可能になります。斡旋が不成立の場合は、生産緑地地区としての土地利用の制限がなくなることとなります。これを、行為制限解除といい、生産緑地法第14条に規定されています。行為制限解除になると、農地以外の土地利用が可能になります。

行為制限解除となるまでの所要期間は買取申出提出の日から3ヶ月となります。このように、買取申出があり、行為制限解除となった生産緑地につきまして、当審議会に付議し、地区の廃止または区域の変更を行ってまいります。それでは、今回の生産緑地地区の変更理由並びに変更地区の説明をさせていただきます。

都市計画変更の理由につきましては、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出後の行為制限解除に伴い、寿町二丁目1地区ほか6地区について、区域変更、及び廃止を行い、よって本案のとおり生産緑地地区を変更しようとするものでございます。なお、この変更理由は議案書 11 ページに添付しております。それでは、変更地区について説明いたします。スクリーンに変更地区の詳細が出てまいりますが見にくい場合、資料にも添付してありますので、参考にご覧ください。

まず、寿町二丁目1でございますが、地区面積約0.48haのうち、黄色で着色した部分約0.06haを廃止し、約0.42haに区域変更するものです。区域変更の理由は、生産緑地法第10条に基づく主たる農業従事者の故障によるものです。

次に、寿町三丁目2でございますが、地区面積約0.23haのうち、黄色で着色した部分約0.17haを廃止し、約0.06haに区域変更するものです。区域変更の理由は、生産緑地法第10条に基づく主たる農業従事者の故障によるものです。

次に、加太4でございますが、地区面積約0.42haのうち、黄色で着色した部分約0.03haを廃止し、約0.39haに区域変更するものです。区域変更の理由は生産緑地法第10条に基づく主たる農業従事者の故障によるものです。

次に、加太14でございますが、黄色で着色した地区面積約0.10haを生産緑地法第10条に基づく主たる農業従事者の死亡により廃止するものです。

次に、藤沢台六丁目4でございますが、黄色で着色した地区面積約0.09haを生産緑地法第10条に基づく主たる農業従事者の死亡により廃止するものです。

次に、藤沢台六丁目7でございますが、地区面積約0.17haのうち、黄色で着色した部分約0.03haを廃止し、約0.14haに区域変更するものです。区域変更の理由は生産緑地法第10条に基づく主たる農業従事者の死亡によるものです。

次に、藤沢台七丁目1でございますが、地区面積約0.15haのうち、黄色で着色した部分約0.08haを廃止し、約0.07haに区域変更するものです。区域変更の理由は生産緑地法第10条に基づく主たる農業従事者の死亡によるものです。

今回の変更地区の一覧は議案書12ページに添付しております、新旧対照表のとおりとなります。

なお、主たる農業従事者の死亡又は故障による廃止につきましては、当該生産緑地の買取り申出の手続き上、行政側において買取りはせず、また斡旋も成立しませんでした。したがって、申し出日から3ヶ月を経過した時点で、生産緑地法による行為制限が解除されています。

そして、これらの生産緑地地区についての都市計画法上の手続きの流れはこのようになります。大阪府との協議のあと、平成23年9月13日から平成23年9月26日までの期間、都市計画の案の縦覧を行いました。縦覧期間中の意見書の提出はありませんでした。そして今回、本審議会にて生産緑地地区の変更及び廃止の決定を行うこととなります。

本市では、平成4年度に335地区、約80.03haにつきまして、生産緑地の当初指定を行い、その後、毎年1回の見直しと、計3回の追加指定を経て、現在、295地区、約66.03haとなっております。なお、原案どおり変更が議決されますと、本市の生産緑地地区は議案書3ページから11ページに記載しております、293地区、面積約65.43haへ変更となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を、お願いいたします。

《議長：増田会長》

はい、どうもありがとうございました。

ただいま、ご説明ございました議第1号「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか、まあ例年粛々としてきているという状況でございますけれども、よろしいでしょうか。それでは、特にご意見、ご質問等ないということでございますので、原案どおり可決することにつきまして、ご異議ございませんでしょうか、いかがでしょうか。

《委員》

異議なし。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。それでは、異議がなしのお答えをいただきましたので、議第1号「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」につきましては、原案どおり可決するということにしたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、続きまして報告案件でございますけれども、次第の第4番に入っていきたいと思っております。

まず、報告1、市街化調整区域における地区計画提案の相談について、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

《事務局：仲野》

まちづくり推進課の仲野と申します。よろしくお願いいたします。

では、報告1としまして、「市街化調整区域における地区計画提案の相談」について報告いたします。具体的な内容の説明をさせていただく前に、「都市計画提案制度」及び「富田林市、市街化調整区域における地区計画のガイドライン」について、説明させていただきますので、前面スクリーンをご覧ください。なお、先程と同様にスクリーン右上にお手元の資料のページを表示しておりますので、画面が見えにくい場合は、あわせてご参照していただくようお願いいたします。

まず、「都市計画提案制度」から説明いたします。これは、平成14年の都市計画法改正により、新しく創設されたしくみで、土地所有者などが地域の合意などの一定の条件を満たした上で、都市計画の提案ができる制度のことです。提案できる都市計画については11種類ある都市計画の内容のうち、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針と都市再開発方針等を除く都市計画、画面上では赤く着色されているものについて、提案することができます。今回は地区計画、その中でも市街化調整区域の地区計画についての提案ということになります。

続きまして、「富田林市、市街化調整区域における地区計画のガイドライン」について説明します。本ガイドラインでは、市街化調整区域における地区計画の基本的な考え方を示しており、提案された地区計画は、市の都市計画として決定することになるので、本市総合計画及び都市計画マスタープランなどに適合し、地域のまちづくりに寄与できる計画になるものとしております。

本市の区域区分、いわゆる線引きの状況は、水色に着色している部分の市街化区域が約40%、市街化調整区域が約60%というような割合であり、市街化調整区域の地区計画の摘要区域としては、本市都市計画マスタープランの土地利用方針における「土地利用調整エリア」で、画面上で赤くハッチングしている区域を対象としております。この「土地利用調整エリア」は市域面積の約11%を占め、都市的土地利用と自然的土地利用の調整を図り、多様な機能を有した施設の適正配置を検討するエリアとしております。

市街化調整区域の他の内訳については、緑の整備・保全を図る「緑地エリア」が約19%、農業環境を保全する「農業エリア」が約24%、山林などの自然環境を保全する「自然保全エリア」が約5%、市街化調整区域の中の既存住宅地が約1%ということになります。

本ガイドラインでは、土地利用ごとに住居系、非住居系のそれぞれについて、立地要件を定めております。まず、住居系の地区計画については、2車線以上の幹線道路に、地区施設道路が接続することとしており、区域面積が市街化区域と隣接する場合は0.5ヘクタール以上、それ以外については5ヘクタール以上としております。

続きまして、非住居系の幹線道路沿道型の地区計画については、2車線以上の幹線道路に、地区施設道路が接続することとしており、区域面積は0.5ヘクタール以上で、区域の過半が幹線道路より100m以内としております。今回、相談のありました地区計画は、このタイプに該当します。

同じく、非住居系の大規模集客施設型の地区計画については、4車線以上の幹線道路の沿道に立地し、異なる幹線道路へ地区施設道路が接続することとしており、区域面積は0.5ヘクタール以上としております。なお、本ガイドラインは、当審議会において平成19年度から20年度にかけてご審議いただき、議決したものであります。

では、今回、事前相談のありました市街化調整区域の地区計画について説明します。

提案者は株式会社二トリで、施設用途は商業施設であります。場所としましては、宮町2丁目地内で近鉄喜志駅の南西側、国道170号、外環状線の西側沿道となっております。本計画は、非住居系の幹線道路沿道型に該当し、富田林市、市街化調整区域における地区計画のガイドラインの立地要件を満たしております。現時点での計画内容につきましては、施設用途は家具・インテリア専門の単独店舗で、区域面積が約1ヘクタール、建物は2階建てで床面積が約6,000平方メートルと計画しております。本市との協議状況ですが、平成23年7月15日に事前相談書が提出され、この事前相談に対する市の意見を平成23年9月2日に提案者に回答しております。なお、提案者によりますと、区域内の土地所有者との調整については順調に行われているとの報告を受けております。

それでは、意見書の内容を要約して説明いたしますが、本意見書につきましては、関係課からの意見を本課でとりまとめたものであります。まず、基本事項ということで、本市総合計画に基づき、地域環境の向上に資する公共公益施設整備の伴う、良好な土地利用を図ることとし、今後、協議を進めていくにあたり、関係機関との協議を行うよう指導しております。

道路・交通・駐車場関係としましては、本計画に伴う発生交通量について検討し、国道170号の道路管理者である大阪府及び大阪府警・地元などの関係機関との調整を行い、予測される交通渋滞等を緩和する対策を講じ、出来るだけ周辺道路への影響を出さないようにしております。

公園緑地関係としましては、大阪府自然環境保全条例の遵守及び本市緑の基本計画と協調し、緑化を図ることとしております。

消防施設関係としましては、防火水槽の設置と消防設備などの詳細について、協議するようしております。

上水道関係としましては、給水設備の詳細について協議するようしております。

排水関係の污水計画としましては、公共下水道への接続の詳細を調整するように、雨水計画としましては、区域周辺に浸水等を起こさないように調整池などを設け、構造、容量を大阪府などの関係機関と協議するように、また、既存水路の取扱いについても、付け替え、占用、どちらの場合においても機能を確保するように指導しております。

農業関係としましては、周辺農地への配慮及び農地転用について農業委員会などとの調整を行うようしております。

環境関係としましては、公害関係法令及び大阪府生活環境の保全等に関する条例を遵守し、周辺的生活環境の保全に努めることとしております。

衛生関係としましては、一般廃棄物の処分の手続きについて指導しております。

文化財関係としましては、本計画地は埋蔵文化財の包蔵地ではないのですが、試掘調査に協力するよ

う依頼しております。

防犯関係としましては、警備員及び防犯カメラの配置による防犯対策について検討するよう指導しております。

商業関係としましては、大規模小売店舗立地法の許可について大阪府などと協議するように、また、立地に際し富田林商工会、商業連合会などの商業団体への説明、地域雇用の創出への協力を要請しております。

福祉関係としましては、大阪府福祉のまちづくり条例の遵守及び施設のバリアフリー整備について指導しております。

地区関係としましては、地区計画提案時には、ガイドライン等の要件を満たすことや土地所有者などの関係権利者の同意を得るように、また、道路・緑地など都市施設となる公共施設用地については、用途制限が係り、他の土地利用が出来ないことを、土地所有者などに周知しておくこと。また、借地期間完了後の土地利用については、新たな地区計画を決定するなどの手法により整理を行うこととしております。

他法令関係、その他としましては、開発許可に関する大阪府との調整、工事期間中における安全対策などの留意事項について回答しております。

続きまして、今後の地区計画の流れについて説明します。まず、提案者は地区計画について事前相談を行います。市はこの事前相談に対し、総合的な意見と今後の手続きなどについて回答を行います。提案者はこの市の回答を受けて、計画の再検討を行いながら、大阪府との事前協議及び警察や地元などの関係機関との調整を行うこととなります。現在は、この段階ということになります。区域の確定及び土地利用に伴う事前調整などが整った後に、地区計画の提案ということになります。なお、提案時には区域内の地権者などの同意が必要となります。提案後は、関係権利者などへの説明会や大阪府等との本協議などを行うこととなります。当審議会では、その経過をふまえてご審議していただき、支障がなければ「議決」、その後「都市計画決定」となります。決定後は、通常の都市計画法による開発許可申請の手続きを行うこととなります。先程も申しましたが、現在、提案者は大阪府等の関係機関との調整を行っている模様であり、今後、都市計画の提案がなされた際にはご審議の程よろしくお願いたします。

以上で、報告1「市街化調整区域における地区計画提案の相談」についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〈議長：増田会長〉

はい、ありがとうございました。ただ今報告案件の1、「市街化調整区域における地区計画提案の相談について」、ということでご報告受けましたけど、何かご質問等ございますでしょうか、いかがでしょう。

順調に進んでるといようなご報告をいただいて、まだ関係機関との協議が残されているような状態だということですけどもいかがでしょうか。

いずれ、順調に協議が整えばここに付議案件として挙がってくるという状況になろうかと思えますけれども、特によろしいでしょうか。はい、わかりました。そしたらまた、適宜ご報告を随時いただくということでよろしくお願したいと思えます。

それでは、もう一方の報告案件に入りまして、報告2「都市計画道路の見直し」について、これは大阪府の決定路線ですけども、それに介しまして、ご報告をお願したいと思えます。

《事務局：葉山》

まちづくり推進課の葉山と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告2としまして、「都市計画道路の見直しについて（大阪府決定路線）」を報告させていただきます。資料の32ページから36ページにこちらの画面と同じものを表示しており、また38ページから39ページに大阪府が策定しました都市計画道路見直し基本方針の概要を添付しておりますので、合わせてご覧ください。

都市計画道路とは、都市計画法第11条に規定されている都市施設の一つであり、大阪府下の都市計画道路につきましては、府決定のものと市決定のものがあり、こちらの画面に青色で着色している、府決定路線は、広域に連絡する道路や、国道・府道と重複している道路等であり、また、こちらの画面に赤色で着色している、市決定路線は、その他4車線未満の道路となっております。

大阪府下における都市計画道路は、高度経済成長期の急激な都市の拡大等に対処するため、昭和30年代から昭和40年代にかけて、その多くが計画決定されました。しかしながら、近年におきましては、財政の制約等により、都市計画道路の整備ペースは急激に鈍化し、その結果、未着手の都市計画道路が数多く存在し、その期間も長期化しています。府決定・市決定を含む大阪府下全体の都市計画道路の整備状況につきまして、計画総延長2,040kmのうち、整備済または整備中路線の延長につきましては1,324km、全体の約65%であり、未着手路線の延長につきましては716km、全体の約35%となっております。また、大阪府下全体の未着手路線の割合につきましては、大阪府決定の延長が479km、全体の約67%、市町村決定の延長が237km、全体の約33%となっております。

大阪府では、こうした状況を受けまして、今年3月に改定した大阪府『都市計画区域マスタープラン』の中で、長期未着手となっている都市計画道路について、その必要性や実現性を総合的に検証した上で、別途定める基本方針に基づき、見直しを進める、としております。また、その基本方針としまして、大阪府は今年3月に「都市計画道路見直しの基本方針」を策定し、平成23年度から平成25年度にかけて、都市計画道路の一斉見直しを行っていくとしております。

大阪府は、府が計画決定している路線のうち、本市域ではこちらの柏原赤阪線と狭山河南線の一部を、現在見直す方向で検討しており、今年度中に都市計画変更手続きを行う予定としております。

今年度、大阪府が都市計画道路の見直しを検討しています、こちらの柏原赤阪線につきましては、大阪府が決定権者であり、昭和45年6月に当初の決定がなされております。北は羽曳野市と柏原市の境界から、南は国道309号との接点までで、羽曳野市、富田林市、太子町、河南町の2市2町を南北に縦断する都市計画道路です。こちらの路線の事業進捗状況ですが、本路線は当初決定から40年以上経過していますが、全線事業未着手であります。

次に、こちらの狭山河南線につきまして、こちらも大阪府が決定権者であり、昭和45年6月に当初の決定がなされております。西は大阪河内長野線との接点から、東は柏原赤阪線との接点までで、大阪狭山市、富田林市、河南町を東西に横断する都市計画道路です。こちらの路線の事業進捗状況ですが、こちらに茶色で着色しています（旧）国道170号から富田林中小企業団地内におきましては整備がされておりますが、残りは未着手となっております。

それでは見直し検討路線の詳細につきまして、こちらの画面をご覧ください。まず、こちらに黒色で着色している実線につきましては、それぞれの市町の行政界を表示しております。こちらの柏原赤阪線

につきましては、本市域では、こちらの画面黄色で着色している箇所、場所は本市の通法寺町と西条町二丁目となります。現在、柏原赤阪線が計画されています関係2市2町との間で、都市計画道路を見直す方向で調整を行っております。また、こちらの狭山河南線につきましては、柏原赤阪線が見直された場合、狭山河南線と柏原赤阪線が接続しなくなるため、本市域では、画面黄色で着色しているこちらの石川河川敷の箇所を、柏原赤阪線と合わせて、見直しを検討するものです。

大阪府は、今年度に見直しを検討している路線の地権者等に対し、今後地元説明会を行い、その後市への意見照会や案の公告縦覧を行いまして、来年2月の大阪府都市計画審議会にて、都市計画道路の計画変更案を付議する予定としております。

大阪府は、平成23年度から平成25年度にかけて、大阪府決定の都市計画道路を一斉見直ししていく予定としており、先ほど説明させていただいた柏原赤阪線及び狭山河南線の一部以外につきましても、今後見直し検討作業を進めていくとのことであります。本市としましては、この一斉見直しに合わせ、長期末着手となっている路線の機能評価や本市の都市計画道路のあり方などを点検・検証した上で、近隣の市町村とも協議しながら、見直し作業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、報告2「都市計画道路の見直しについて」説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

《議長：増田会長》

はい、ただいま、大阪府決定路線の都市計画道路の見直しについて、報告がございましたけれども、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか、いかがでしょうか。

はい、山内委員。よろしくお願いいたします。

《山内委員》

質問というより、教えていただきたいんですが、報告1と報告2でそれぞれ1点ずつ。

報告1では11ページの生産緑地法3条によると、短く言うと、都市環境の保全と良好な生活環境の確保に相当の効用があるという風に、設定の時には条件があって、解除するときは、変換するときは、死亡等が理由であって、そういうことが、妨げにならないのかどうかということがあんまり議論されていないような気がするんですが、そのへんの認可するときの許可条件とやめるときの許可条件の整合性についてちょっと教えてください。

それから、報告2については、これも国の法律やからどないもしゃあないんかもわかりませんが、ページ33の都市計画道路の整備状況、これ全体が67と33だと理解してるんですが、大阪府下全体です、富田林の中においては大阪府決定、いわゆる未着手の内の大阪府決定分と市町村決定分のパーセントを教えてください。以上です。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょうか。事務局何かございますか。

はい、データをお持ちかどうかということで、市域全体で都市計画道路の延長がどれだけあって、整備済みもしくは整備中の路線がどれくらいの比率を占めて、未着手がどれくらいで、未着手のうち、

府決定と市決定の割合がどうなっているのか、というデータを教えていただきたい、ということですが、けれどもいかがでしょう。すぐにはデータ出ないですかね。

《事務局：仲野》

あの、一応市域の中の割り振りはわかりますんで、先にその都市計画道路の方からお答えさせていただいてよろしいですか。

《議長：増田会長》

はい、結構です。

《事務局：葉山》

まず、こちら富田林市の都市計画道路の整備状況ということで、整備済み又は整備中のものが、計画総延長63.77kmのうち、整備済み又は整備中が36.85km、約58%となっています。

また、未着手の延長としましては、26.92km、約41%となっております。

《事務局：仲野》

すいません、申し訳ありません。

先程言った、市全体の割合って言ったらかわいんですけど、整備と未着手の延長はわかるんですけど、それぞれの府決定、市決定の内訳までは今現在ちょっと手元に資料ございませんので、また後日報告させていただくような形でよろしいですか。申し訳ないんですけど。

《議長：増田会長》

いかがでしょう。よろしいですか。

《山内委員》

後日、もちろん、結構です。

ただ、今とりあえずは、府全体では未着手は35で、こちらは未着手41という、何かこの差に優位性があるのかどうか知りませんが、それについてどのようなコメントをお持ちでしょうか。

《議長：増田会長》

いかがですか。府全体の水準よりちょっと遅れてるんじゃないかっていうご指摘ですけれども。府全体では35%で、市域全体では41ですから、ちょっと遅れてるんじゃないかという。

《事務局：仲野》

あの、まあ正直現状は今そういう形になっているんですけども、あの、これ正直都市計画決定権者というものが年度によって色々変わってきてるっていう経過があるんですよ。正直、この都市計画決定、昭和40年代ですね、この年に都市計画決定したのがほぼ大阪府が決定してると。で、それを随時こういう年次の中で市決定に落ちてきてるっていうのが現状であるんです。だから、この数字っていうのは

ね、段々段々市の方に、正直、こんな言ったら大阪府さんに怒られるんですけど、割合が、負担が増えてきてるっていうのが現状なんです。で、まだこれはちょっと決定してないんですけども、現民主党政権で地方分権っていうのがずっと議論されてますんでね、先程言いました、この4車線道路の都市計画道路、これがひょっとしたら4月から、また市決定に変更される可能性がある。この辺の情報はちょっと大阪府から伺ってます。当然そうなることによってまた市のできてない路線の延長っていうのがまた増えますよ、という状況にはなってきてると。だから申し訳ないんですけど現状では今そういう状況に陥ってきてる、ちょっと言い訳みたいになって申し訳ないんですけども、はい。

《山内委員》

市の41というのは、府決定のやつも入ってるんでしょう。当然。
だから、府から市に移管されたっていうのは直接関係ありませんよね。

《事務局：仲野》

そうですね。

《山内委員》

合計やから。

《事務局：仲野》

ああ、割合じゃないんですか。

《山内委員》

はい。

《議長：増田会長》

あの、基本的にはおっしゃるように、地域が全く同等レベルで整備が進んでいるという状況ではないというのは実態ですね。やはり地域格差少しずつあるというのが、例えば、南大阪の方は、どちらかというところと空港関連でかなり整備が1番遅れていたエリアが空港関連で整備がかなり進んだっていう状況もございまして、まあ、北大阪エリアはやはり国道軸に乗ってるという風な形から整備率がやや進んでいってるとかですね、そういう状況はあるというのは実態やと思いますね。よろしいでしょうか。

《山内委員》

まあ、そんなところで結構です。

《議長：増田会長》

はい。で、それと多分第1点目は事務局がお答えするより私の方が少しお話をすればいいと思いますけれども、まあ、生産緑地法はある部分、あのまあ、今ご指摘いただいた内容が、やっぱり大きな課題やという風に言われているわけですね。で、まあ環境保全用の目的を達成するためにということで死亡

もしくは故障があると基本的に買取り請求権がついてるというのが、それを反映してるんですね。可能ならば、買取り請求の中で、公共用地として買う、あるいは、もしくは農地として斡旋していくというのが本来の姿ですけれども、まあ如何せん今の農業経済の視点からいくと、なかなか営農を引き継いでくれる人がいっしょらないというので、やむを得ず解除、行為制限を解除していったら、というのが実態だということだと思いますね。で、いろんところで、もっとやっぱり公共用地として至囁すべきでないとか、もっと斡旋の仕方によってはもっとようするに農地を農地として使いたいという人がいてるん違うかというご指摘がいろんところでございますけれども、なかなか手が挙がってこないというのが実態だという風なことだと思いますけどもね。そのあたりが、少しあの、少し悪法ではないかという風な批判がこの生産緑地法にはあるというのが、まあ実態かもしれませんね。まあ、そんな状況だと思いますけれども。

《山内委員》

はい、ありがとうございます。

《若林委員》

ちょっとよろしいですか。

《議長：増田会長》

はい。

《若林委員》

ちょっとよろしいですか。あの今、生産緑地ですね、買い取らない場合は、斡旋で、斡旋が不成立になったときに制限が解除されるという風なシステムになってるわけですね。

《議長：増田会長》

そうですね、はい。

《若林委員》

その、最終的にこれを残すかどうかは斡旋が成立するか否かにかかっておるわけですね。

《議長：増田会長》

そうですね。

《若林委員》

じゃあ、実質的に斡旋行為というのはどういう風に行ってるんでしょうか。

《議長：増田会長》

それはJAもしくは農業委員会にお願いをしてるという状況です。それは事務局具体的にどんな斡旋

をされているか、というのはいかがですか。

《事務局：仲野》

今、会長が言われたとおり、まさにJA、農業委員会を通じて農業をされてる方ですね、に、ここが生産緑地として斡旋っていうかね、買取りが出てますよと、買取りはる方いてはりますか、ということて斡旋してく中で、まあ実際正直手を挙げていただいた方と、その売られる方との中で実際の交渉ですよ、を行っていただいて、そこで成立すれば生産緑地として残るよってことになるんですけど、実際その、そういうとこまで進んだ案件っていうのは1件もございませんので、まあ行為制限解除がされてるっていうのが現実ですね。はい。

《若林委員》

あの、農業委員会などで斡旋をするときにですね、これ、広告のような形でしてるんですか。

《議長：増田会長》

はい、いかがですか。

《副議長：石原副会長》

あの、ご意見が出ていましたけれども、地区委員さんがいてはりまして、委員さんが25名いてはるんです。その中でこうこうで、こういう病気なって農業を続けられへんかどうか、それを全体にかけるわけなんです。家に持ち帰ってもろて地区の実行組合会とか色々な人に声をかけてもらうということで、ところがなかなか、今農業をするっていうか、そういう若者が少ないということで、あの、できるだけ若手を育成していくんやということで努力してるんですけど、なかなか今現在農業してる方は段々段々高齢化してくると。病気やなしにとにかく高齢化してきて息子おんねんけど息子は遠くに行って帰ってこれへんねんやとかいろんな条件がありまして、そんなんでできるだけ農地として利用してもらうような形で、声かけてるっていうのが現状でございます。

《議長：増田会長》

あの、実態言いますと、1反あたり米をつくってまあまあの値段で売れたとして、だいたい1反10から15万くらいですね。で、大阪府下の平均農家が2.5反くらいですから、農業収入というのは、40万いくかいけへんかということですね。で、1反の米をつくって売って10万とか12万くらいなんですけれども、これをつくるのにどれだけの費用がかかるかというと、非常に多くの費用がかかるわけですね。肥料代にしろ、農業コンバインの田植え機を買う等々ですね、すると非常に赤字で農地っていうのは維持されてる状態なんですね。だから、そこで具体的にどんだけ新たに就農しようかという人がどれだけ出てくるかっていうあたりが非常に大きな、これ日本の農業問題そのものなんですけれども。

まあ、そんな実態だということだと思いますね。

《若林委員》

よく、現状見かけるのはですね、生産緑地に該当しとって、行為制限がまだ外れていないのに現況は

工場であるとか倉庫などが建てられて利用されておると。で、その所有者が亡くなったところでそれを追認するような形で、あの、制限解除にもっていき、ってというようなのもよく見かけるもんですから。

《議長：増田会長》

そうですね。それはいかがでしょう。

あの、実態はそういうようなことがないというのが実態だと思いますけれども。

《事務局：仲野》

あの、本市ではそういう状況はなかったんですよ。あの、先程言った倉庫でもね、農業用倉庫ですよ。どうしても、大きな中で農業のための農機具とか入れとくような小さい倉庫とかであればこの生産緑地の中でも設置っていうのは認めておりますので。ただ、今言われているのは全面的に変わっているというようなイメージやと思いますんでね、そういうのは反対に、もしあれば、市としましては現状回復という形で生産緑地としての機能をちゃんと確保するように、という風に本市の場合であれば、農林課、農政部局ですね、と連動して指導するような体制にしております。

《若林委員》

私のお話したのは、市の方には農業用倉庫という風に報告されておいて、現況が全然違うというのを他市ではまあまあ見かけますのでね。それが現状なのかなと。

《議長：増田委員》

まあ、実態は今言ったように、そりゃ法上は遵守するっていうのが違法ですから、今、市の方がお答えしたように、基本的にそれが明らかになったときにはある一定行政指導をきっちりするっていうのが基本的な法の運用やと思います。

《若林委員》

職業政策とか農業政策とかの生産緑地法の整合性がなくなってきたんではないかと。

《議長：増田会長》

いや、法上は今そりゃ認めてませんから、今の行為はですね。そりゃ法上は違法だということだと思うんですけど。

《若林委員》

法上は違法なんですけれどもね、法上は違法なんだけれども、そういう実態があるんではないかということですよ。

《議長：増田会長》

まあ、どうでしょう。それは今、市がお答えなったようにそりゃ、あってはならないことですから、基本的には本市としては、きっちり適切に運用してるということだろうと思いますけれども。

《若林委員》

他市などで、都市化していく中で見られることですね。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか、何か事務局ございますか。よろしいですか。

《事務局：仲野》

あの、富田林なんですけども、先程言った税ですよ、当然建築物が建てば税の方でそういう話が出てきますので、あの、内部の連携としましてはね、本課の方から税部局の方に対して生産緑地のデータっていうのを渡してまして、まあその中で例えば、建物が建つということがあれば、これはどうなってるのっていうのは当然課税する上で問題が出てきますのでね、そのへんは連携をとらさしてもうてるっていうのが現状なんです。で、その中で先程言われたみたいな、その大々的な話っていうのは過去の事例の中ではないという状況です、はい。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか。はい。

他、何かございますでしょうか。いかがでしょう。はい、渡邊委員よろしく申し上げます。

《林委員》

私、林です。

《議長：増田委員》

はい、すいません。林委員よろしく申し上げます。

《林委員》

あの今、若林委員がおっしゃったところで、ちょっと私の感じるところなんですけれど、過去私も8年間農業委員におったんですけれど、そういう斡旋のあるときの金額がふつうではちょっと考えられないような金額が提示されるわけなんです。これで斡旋して、買う人探してほしいと。でも私は素人ながら、実際買われへんのわかってて、この金額提示してるんかなっていうぐらい、めちゃめちゃいい値段なんです、その1㎡に対してどうも。ということで、そのへんあたりは、できるだけ、生産緑地は事情があって、そういう提案されていく地権者だと思うんですけど、やはり農業者が買取りやすいような金額設定にですね、農業委員会もちょっと注視していただいてやっていく方法も1つではないか、と今ちょっと関連質問という形でちょっとさせていただいたんですけど、農業委員会としてはどうでしょうか、そのへんの見解をちょっとお示し願いたいです。

《副議長：石原副会長》

今、林先生おっしゃったように、その件についてあまりこう、差がある場合はこれおかしいやないか

ということで、また都市計画法の方で再度見てもらってます。だから、最近では、最近ていうかこのところ、ずっとまあ、常識的な我々判断のできる価格で出てる、ということでございます。以前は、そういうこともちょいちょい見受けられたんやけど、そこはすぐに都市計画の方に問いただしているというような現状でございます。

《議長：増田会長》

はい、いかがですか。はい。

《林委員》

はい、今ご答弁いただいたんで私が言う8年間っていうのはかなり古い話なので、今現状はそうやって当局とですね、話し合いをしながら金額設定をしていただいているっていうことでご理解さしていただきました。はい。

《議長：増田会長》

はい、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

あの、生産緑地地区が、まあ、毎年毎年解除が起こって、目減りしてっているっていう中で、まあ歯痒い思いもございませけれども、一方の方でやっぱり、農業収入そのものが、きっちりと上がらないという実態もあって、なかなかジレンマのある状況だという風なことを思います。ありがとうございました。

報告案件はよろしいでしょうか。はい、そしたら、最後のその他の案件でございますけれども、「富田林市都市計画マスタープランの時点修正について」、ご説明をお願いしたいと思います。

《事務局：原田》

原田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、その他の案件としまして、「富田林市都市計画マスタープランの時点修正」について説明させていただきます。お手元の資料では42ページになります。前面のスクリーンにも同じものを表示しておりますので、こちらもお覧ください。

それではまず、都市計画マスタープランの概要について説明させていただきます。

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に基づき、まちづくりの基本理念、都市整備の方針や地域別まちづくりの方針などについて示すものです。計画対象地域は、富田林市域全域となります。策定は平成19年3月で、目標期間は、10年間となっております。構成としましては、4つの章からなっており、第1章が総論、第2章が富田林市の現況と課題、第3章が市域の全体構想、第4章が市域を8地域に分けた地域別構想となっております。現在、このマスタープランを時点修正する予定をしております。その主な理由を3点ほど挙げて説明させていただきます。

まず、1点目ですが、マスタープランの目標期間である10年間の中間地点になるということです。現在のマスタープランの策定は平成19年で、目標年次は平成29年となり、平成24年は、その中間点となります。計画期間終了の全面改訂ではありませんが、現在のマスタープランに記載されている事業について、現段階での進捗状況を確認し、実施済のものなどを反映いたします。

次に、2点目としまして、上位計画の改訂内容に合わせるというものです。市のマスタープランの主な関連計画を示しますと、まずこちらに、富田林市都市計画マスタープランがあります。市の計画としましては、上位計画である第4次富田林市総合計画に即する形となっており、また、このマスタープランに即するように都市計画を行います。府の計画につきましては、大阪府国土利用計画があり、それに適合する南部大阪都市計画区域マスタープラン、いわゆる区域マスと呼ばれる、大阪府のマスタープランがございます。市のマスタープランは、これにも即するものとなります。これらの上位計画のうち、現在の市のマスタープラン策定後に改訂されたものが、赤字で示している、計画となりますので、これらの内容に合わせるように致します。これらの上位計画の主な変更点ですが、平成22年10月改訂の大阪府国土利用計画には社会情勢の変化として、人口減少、少子高齢社会の進展や急速なグローバル化、災害の懸念といったことが挙げられております。

また、前回の審議会でも説明いたしましたが、平成23年3月に南部大阪都市計画区域マスタープランの変更がございました。これには都市計画に関するさまざまな方針が掲げられております。

主なものをあげますと、まず、線引き、これは市街化区域と市街化調整区域の区分のことでございますが、この決定に関するものとして、市街化区域への編入を、幹線道路沿道での産業誘致や、駅周辺での住宅地整備などに限定するというものです。また、市街化調整区域の土地利用については、市が地域に応じたガイドラインを策定し、それに基づいた地区計画の運用をするというものです。

次に、都市防災に関する方針としては、例えば準防火地域の指定などの手法で不燃化対策を行うといったものです。また、都市計画施設に関しましては、先ほどの報告2の中でもございましたように、長期未着手の都市計画道路を見直すといったものでございます。

都市景観に関する方針については、景観行政を進めることが重要ということで、前回の審議会でもご意見をいただきましたように、本市でも取り組みを進めていきたいと考えております。

以上のような変更を行った上位計画に整合するよう、市のマスタープランを時点修正するものです。

最後に3点目としまして、概ね5年ごとに行う線引きや用途地域の見直しを反映するというところでございます。本市では平成22年度にこれらの線引きや用途の見直しを行い、こちらの市域の地図に示しておりますように、喜志地区、加太地区、金剛錦織台地区などの各地区について線引きや用途地域を変更し、本審議会でもご報告させていただきましたが、これらの変更は平成19年の市のマスタープラン策定後に行ったものでございますので、その変更をこちらの土地利用方針図に反映いたします。

以上、主な修正理由を3点ほど説明させて頂きました。今後、どの部分をどう変更していくかということを検討し、本審議会でもご審議頂きながら、時点修正を行っていききたいと考えておりますので、その他案件としてご報告させていただきました。ありがとうございました。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか、これから主には24年度中に見直しをしていくという風に考えたらいいんでしょうか。もう23年度からスタートするという状況でしょうか。

《事務局：原田》

一応先程、中間地点24年ということで、ご報告させていただいたんですけれども、もう、取り組み始められるところから取り掛かっていきたいと思っておりますので、各課に進捗状況を確認するとか、そ

ういったことから始めていきたいと思っております。

《議長：増田会長》

なるほど。わかりました。はい、いかがでしょうか。はい、山内委員どうぞ。

《山内委員》

修正理由2について2点ご質問させていただきます。1点は43ページではマスタープランは国土利用計画、区域マス、以外の線としては総合計画って線があるんですが、総合計画との整合性が修正理由になっていないというのは、全く整合してるというご判断なんだと思うんですが、その判断の根拠ってどうか、内容をちょっとお示し願いたいんです。というのは、私も総合計画審議会の末席を汚しましたが、私の記憶が正しければ、総合計画がつくられる前から都市計画マスタープランはつくられてきたっていう風に思います。だから、総合計画をつくる前につくったものがどうして整合してるのか、それほど自明のことであったのか、そのへんがわからないんですが。まずそれが平成19年にマスタープランができてますが、総合計画もそのあたりかなと、記憶は定かではありませんが、あるいは記憶間違いかもわかりませんが、総合計画のことが全く修正理由に入っていない理由を1点訪ねたいのと。

《議長：増田会長》

いかがでしょう、どちらに、時点としてどちらが先にできあがったのかというのはいかがでしょう。

《事務局：原田》

2点質問って、1点ずつお答えしますか。

《山内委員》

2点目はですね、都市防災に関する方針ってことが、区域マスのところで主な変更点になってますが、今一緒に市役所が力を入れておられるのが、要援護者プランってことですね。小学校区単位でご説明されて、それを一方では、地域福祉課がやっとして、それから危機管理課がいろんな危ないときの情報・警報を出しますよと。消防署もやってる、まあ消防署はちょっと外れるとしても、例えばこういう中に防災とだけ入ってますが、いざ起きたときに起きやすいところはどこか、多分危機管理課が見てるんだと思うんですけども、そういうその最大の今の1つの大きな課題、東北震災をもとにして、被害は少なかったですが、富田林がいざいうときにどないすんねんということが今全く地域住民はわかりません。逃げる場所あれば、高辺台小学校いうても年寄りに行け、言うのは無理です。まあ、というようなことがあったり、それはここに言ってもしゃあないんでしょうけど、一体それ市役所全体として、ばらばらに見てはるんかと、まあそうだと思うんですが。都市防災に関する方針の中に焦点を絞りますと、災害の起きやすい場所とか、というようなことが危機管理課とか、それから、いざ起きた時どこに逃げる、逃げやすいのか、そこが大丈夫か、とかいうようなことが地域福祉課と連携を持って、これは見直しをされようとしているのかどうか、その点を教えてください。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょうか。

《事務局：原田》

すいません。そしたら1点目の質問からですね、市のマスタープランの方の策定が平成19年の3月にやっております。で、総合計画の方が平成16年の8月に、確か第1回の計画委員会というのをされてたと思うんですけども、最終的に平成19年の2月5日付けで市長の基本計画ということで答申されているかと思います。

《山内委員》

答申はいつでしたっけ。

《事務局：原田》

はい、平成19年の2月ですね。まあ、ただ、時間的には確かに総合計画の方が前で市のマスタープランの方があとにはなってるんですけども、まあ、実際すごくその期間が近いっていう風にお感じになるかと思います。

《山内委員》

変更した日時なんですけども、総合計画審議会でも都市計画のことをきちっと審議したことは僕はなかったと記憶しています。

《事務局：原田》

そうですか、はい。で、まあ、もちろん総合計画の方が上位計画になりますので、本来最初、総合計画の1年遅れで、その内容を反映した形で前回のマスタープランをつくる予定で進めていたんですけども、総合計画の方も、色々市民会議の方とか協議やおられて、結局市民懇談会全部で12回という形で開催されてまして、で、ちょうど私たちが取組み始めたころと重なってきまして、まあ、内容を順次教えてくださいということで、総合計画の担当課の方をお願いして、前回の市のマスタープラン策定の時には進めてきたのは進めてきたんです。ですので、まあ、一応その前の総合計画ができた、4次の総合計画ができてからの、市のマスタープランの策定という捉え方を、私はしてたんですけども。いかがでしょうか。

《山内委員》

整合してるからですか。

《事務局：原田》

そうですね、本来、その整合しないものっていうのを都市計画マスタープランでは書けないので。

《議長：増田会長》

はい。

《山内委員》

2月に報告したものを3月につくってね、時間がかかったとおっしゃるけど、あれは今までの時間が早過ぎたって面もあるわけで。

《事務局：原田》

そうですね、はい。

《山内委員》

他の市では例えば500人、200人くらいの市民がずっと作り出してとかがですね、今後はそうなってくと思うんです。で、特に、小学校区単位での、いろんな自立的な考え方をこれ防災、いざ防災、いざ災害が起きたら、地域が地域のことを地域ができなくなる、できない限りは絶対災害の時だけそれせえゆうても無理があるんですよ。災害の時は知らんからあんた達、70日間何とかしてくださいって言うてはるわけなんですよ。70日間何とかするためには、日頃からそうできるようにしとかないかんのです。ということは、総合計画もやっぱり、そういう小学校区単位の積み重ねがあるんです。これはもう、それを前提に都市計画つくらないとね、それが、自分とこの上位概念は、上位計画は総合計画言いながらね、自分とこは粛々とやとつたら、そりゃ上位計画いう意識がないゆうことなんですよ。

《事務局：原田》

はい。

《山内委員》

これ、今もう、よろしいです。済んだことは。

これからはあの、是非部長さんも、皆さんもあの、やっぱり順番いうのをちゃんと踏んでほしいです。上位やったら上位を待ってください。これ順序やと思うんですよ。えらい、すいませんが。

《事務局：原田》

はい、一応先程ですね、目標年次29年ということで申し上げてはいるんですけども、もちろん今後ですね、また総合計画の方も改定されるってことが出てきたり、計画年次が決まっていますので、その前にはもちろんそこにかかる年数があって、それを見て、マスタープランを改定していくってことで、ちょっと29年より今後はすれこむかもしれませんが、そういう形で対応させていただきたいと思えます。

《議長：増田会長》

はい、もう1点いかがですか。防災のところですね。

《事務局：原田》

はい、2点目ですね。危機管理課の方で要援護者の方今されてるってことで、その話はもちろん私達

も伺っています。

うちの方も防災これからどう入れていくかっていうことで、危機管理課も、もちろん消防とかそういうところも関係機関としてももちろんヒアリングを重ねて、変えていかないといけないなっていうのは考えてます。で、まあ、全面改定ではない今回一応時点修正を考えてるんで、まあ、どこまで深く盛り込めるのかっていう点はあるかもしれませんが、今おっしゃったように地域単位で取り組んでいくことが必要だっていうことも伺っていますので、あの、危機管理課とか関係課と一緒に協議してできる限り盛り込んでいきたいなっていう風には考えてます。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか。はい、あの多分都市計画審議会ってのは都市計画法に基づく審議会で、ある限界性もあるということも確かだと思います。で、都市計画マスタープランそのものも、これで全ての市の行政を全部達成できるかという、一部の各論でございますので、それも一定限界があろうかとも思いますけれども。まあ、極力ご指摘いただいていますように、まあ、あの縦割りの弊害を無くして、極力、各市の施策が整合するような形で、見直しを点検していただくという風なことをお願いしときたいと思いますけれども。

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。そしたら今日予定しておりました議案から報告、その他まで含めて一応終わったと思いますけれども、この際ですから何かご意見なり、ご質問なりございましたらいかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、そしたら特になんということでございますので、これで、平成23年度の第1回の富田林市都市計画審議会を終えたいと思います。

今日も少し、いろんな意味でちょっと審議会の枠組みを超えたところまで、議論をしたかと思えますけれども、極力まあ、この場がですね、いろんな意味で意見交換ができたり、議論ができる場として進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。どうも、ありがとうございました。